

V 市民協働によるまちづくりの展開

1. 基本方針

「市民協働の基本的な考え方」にあるように、市民協働とは、家庭や仕事など市民の日常生活の一コマ一コマから、その地域に継承されてきた歴史・伝統・慣習、さらには課題に応じた自発的な有志による活動までを含む総体としての文化創造とその成熟の中から漸次的に導かれていくものです。その現実には、多様な主体・目的・利益が複雑に入り組んだものであり、決して平面的に一括りにできるようなものではありません。したがって市民協働の観点からするならば、多様に展開している現実の中で、それらをどのように知り、違いを尊重し、いかにして【市民協働自治】へと結びつけていくのかということが問われてきます。

そこで以下では、「環境」「体制」「仕組み」という三つの推進方策に焦点を合わせて、段階的な実現のあり方を示すことにします。

＜三つの推進方策＞

1. 市民協働に関する環境づくり
2. 市民協働に必要な体制づくり
3. 市民協働を推進するための仕組みづくり

具体的には、

- (1) 【理解】：市民協働についての理解の促進…………… 1
- (2) 【基盤】：地域内分権の推進…………… 1, 2
- (3) 【手法】：手法の工夫と適用機会の拡大…………… 2
- (4) 【事業】：民による公共サービスの展開…………… 2, 3
- (5) 【規範】：自治のルール確立…………… 3

について、各々段階的に推進を図っていきます。市民協働によるまちづくりの展開イメージとしては、次頁に掲げるような総括図で表されます。

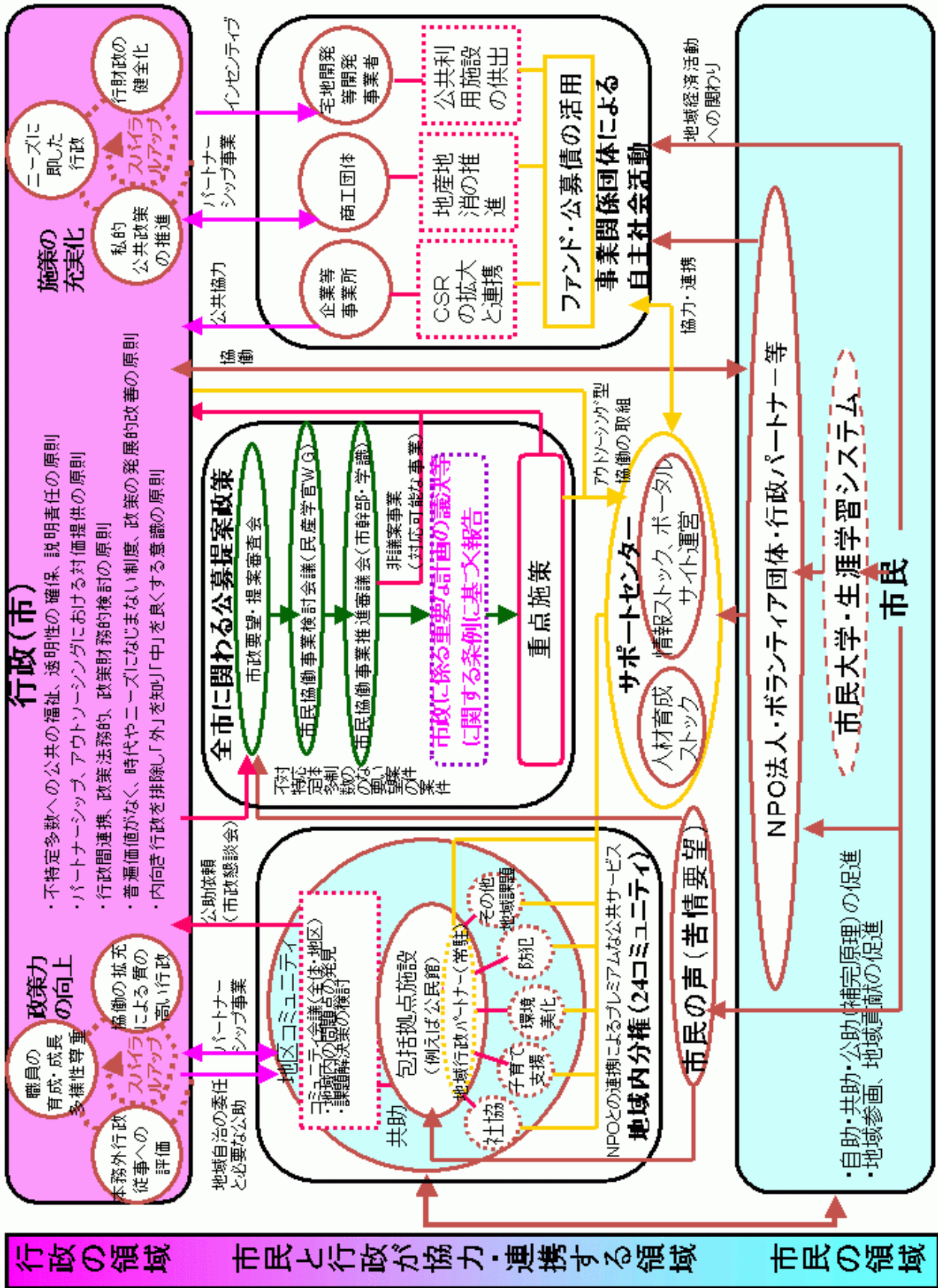


図5-1 市民協働によるまちづくりの展開イメージ

2. 市民協働の推進方策

(1) 【理解】：市民協働についての理解の促進

～「市民協働」についての理解を進める環境を整えよう～

市民協働を発展的に展開していく土台として、まずは誰もが市政を知り、解かり、関わることのできる機会が必要です。その手段としては、広報紙や町会・自治会を通しての回覧など、情報を受ける市民の側に受動的な形態で伝達が行われていますが、反面、知りたい情報を気軽に知る機会についてはインターネットによる手段があるものの、パソコンを使わない方々にとっては必ずしも容易な手段とはいえないところがあります。

また、市民それぞれが直面している社会的課題をそれぞれが抱え込んでしまうのではなく、時には情報を共有・交換したり、助け合いや支え合うことで改善できるようなこともありますし、自らの能力によって社会的な課題の解決に役立つようなこともあるといえます。

そのような観点からも、市民生活の中における興味事や関心事が、社会のさまざまな接点を通して知識・能力を高める機会となること、さらには自らの課題解決や地域の発展にも寄与するような「市民力」の醸成と、「興味」→「学習による能力育成」→「実践の機会」へとステップアップすることにより実践力を発揮できる風土づくりを、以下のような手法により誘導していく必要があると考えます。

表5-1 市民協働の理解促進による効果

| 現 状 | 市民協働による効果 |
|---|--|
| 市政に関する情報伝達の機会は様々にあっても一方通行になりがちで、市政への参加機会、実践機会へと円滑な橋渡しがなされていない傾向にあります。 | 市民それぞれが有する多様な「市民力」を育み、ライフスタイルに応じた市政への参画機会へとつなげていくことで、市民主体の自立した公共活動が促進されるようになります。 |

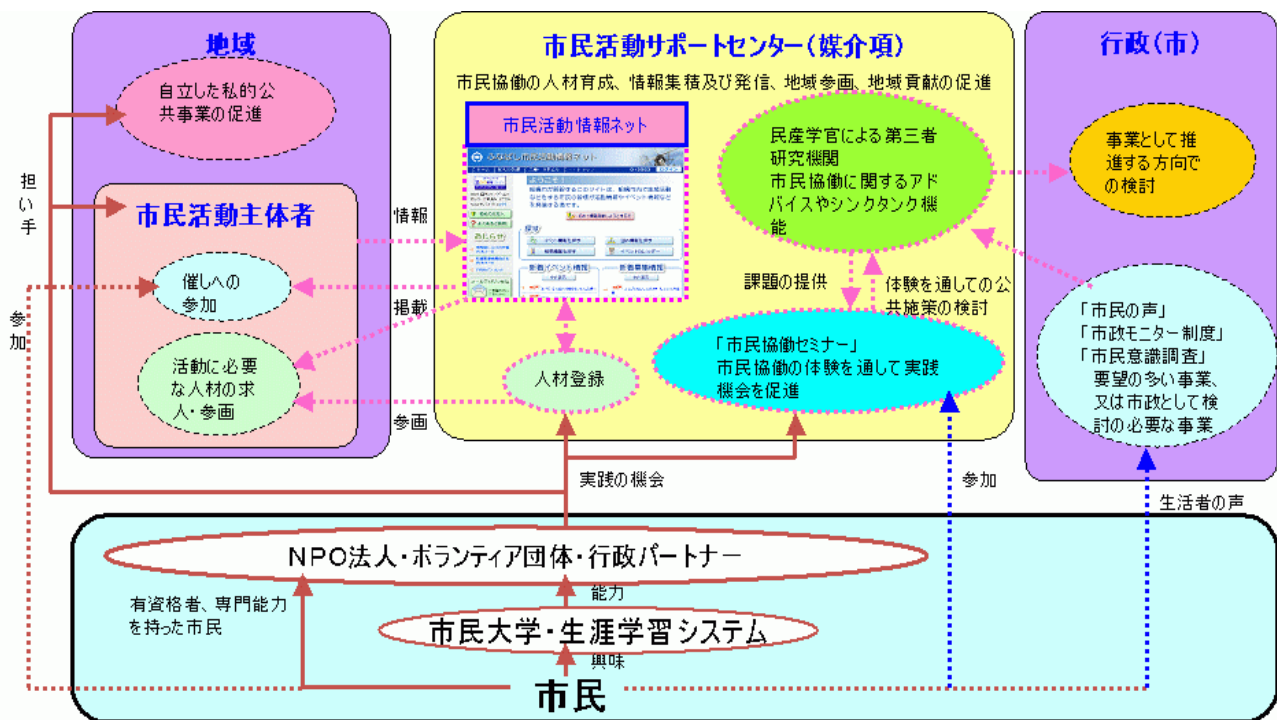


図5-2 市民協働の醸成イメージ

①市民活動を支える担い手の育成

市政を知り、解かり、関わることのできる機会を創出し、市民生活の中における興味事や関心事の知識・能力を市民協働の場面にアプローチしていくことをねらうものとして、「生涯学習サポート事業」、「まちづくり出前講座」、「ふなばし市民大学校」との連携が望まれます。

また、市民協働に関わる様々なテーマについて考えるワークショップの機会として「市民協働セミナー」などを開催し、市民協働の体験を通して実践機会を促進していくことが求められます。

②市民と行政をつなぐ行政パートナー・市民協働推進員・地域担当職員制度の創設・拡充

1) 行政パートナー

市民協働事業として推進することが望まれる施策の提案作業を行ったりすることなどを通して、市民協働に関する理解を深め、将来的には市民と行政をつなぐコーディネーター的な役割が、市民の側、行政の側からも必要な場面が多くあります。平成18年度(2006年度)より開始している「行政パートナー」は、市民の側からの立場に立って社会問題の解決に向け、行政と一緒に知恵を出し対策などを検討してきました。今後も行政の実情を理解し、地域の要望や苦情を咀嚼し、他の地域の情報を収集しながら、市民と行政の間に立ったコーディネ

ネーター的な役目を担う新しいタイプの地域におけるリーダーとなることが期待されます。

短期的な推進方策としては、行政パートナーが市民協働課における活動だけでなく、市民の知恵や力を活かして事業を推進しようとする各課にも配置することも必要だと考えます。また、市民活動の更なる活性化を図るため、行政パートナーを市民活動サポートセンターに配置して、市民の側への積極的な働きかけや、市民と市民の間のコーディネーター的役割を担う取り組みなども有効と考えられます。



【平成18年度行政パートナー】

2) 市民協働推進員

行政の側からとしては、制度や規定では拾えない取り組みの提案があっても、公共性が高く不特定多数に好影響をもたらすような事柄であれば、公共政策として適宜取り込んでいくような前向きな検討が必要です。そのサポート役として、行政経験の豊富な中堅職員を対象に各課より1名が選出されている市民協働推進員の更なる活躍が期待されます。裏を返せば、今後の行政改革の一環として職員が削減される一方で政策官庁として高いスキルが要求されることにもなり、そのためのトレーニングの一助としても、実践経験をもって能力を養成することが重要です。それと同時にこれらの職員は、日常の業務と平行に政策を作り上げるという難易度の高い事務を責務を持って担うことにもなり、職員への負担も決して少ないとはいえません。このことから、市民協働推進員が活躍しやすい職場風土づくりやボトムアップの体制、さらには人材育成における加点評価への反映も必要不可欠です。

3) 地域担当職員

地域における課題解決の担い手となりうる職員として、例えば現在実施されている退職者再任用制度の一環として、行政のベテランでノウハウの豊富な定年退職等再任用職員を「地域担当職員」として各地域自治拠点となりうる場に配置することも有効と考えられます。その役割としては、地域住民からの多様な相談事の対応をはじめ、その場では解決できない内容については「市民の声を聞く課」との連携を通してダイレクトに担当行政に橋渡しをすること可能になるなど、「縦割り行政」の垣根なく対応ができるようなメリットがもたらされるようになります。

③市民活動サポートセンターの機能の拡充

市民活動サポートセンターを市民協働の総合窓口的な役割に再生するため、市民協働課に移管し、地域や市民活動に関する情報の収集発信や人材育成を行うとともに、市民協働を進める各主体同士を結びつける役割を担う組織にすることの検討が求められます。

また活動の場としてだけでなく、市民協働に関するアドバイスやシンクタンクとしての役割も担うものとし、公募により提案のあった施策や、市民の声を施策に反映にできるかどうかを研究し、可能な事項については政策として提言することのできる民産学官による第三者研究機関を設置することも望まれます。



【市民活動サポートセンター】

④「船橋市市民活動情報ネット」の拡充と「市民の声」の公共施策への反映

地域の活動やNPO等による活動を紹介し、市民活動への関心を促すとともに、市民活動への参加機会を広げ、市民活動がさらに活発化していくことを目的として、「市民活動情報ネット」をインターネット上に開設していますが、今後は個人の意識啓発のみならず、団体同士の情報共有や、地域内にある異種団体間の連携など、活動の充実・発展に寄与できるような活用のあり方、発信する情報内容の検討が望まれます。



【船橋市市民活動情報ネット】

短期的な推進方策としては、情報ネット開設から1年に満たないことから、まずは情報発信会員の登録増加により情報内容を充実させていくほか、個人会員（メルマガ配信）の登録を増やすための分かり易い画面表示などの工夫が必要です。また、情報発信会員のみが情報を伝えるのではなく、受信者も意見を述べることのできる双方向の意見交換の場についての検討も考えられます。

また、インターネットの優位性を活かし、ともすれば「特定の方のための限定的課題に関する意見」になりがちな市民の声を「個別苦情・陳情型」、「公共政策提案型」に区分けした対応を行う必要があります。すべての市民の声に対して回答することを目的とするのではなく、有意義な提案に対しては市民の得票が得られ、公共施策に反映できるよう市民と行政の双方向型の開かれた仕組みの確立が望まれます。

⑤市民公募提案事業制度の確立

行政が行う公共事業は、そのほとんどが法令根拠や事業計画に基づいて行われるものですが、地方分権の推進により地域の実情を踏まえた行政対応があらゆる場面で要求されています。こうした、いわゆる「法定外自治事務」としての公共事業を積極的に推進していくためには、従来のように総合計画や基本計画あるいは各種事業計画を根拠に委ねて公共事業を行うのでは、時代やニーズの変化に迅速に必ずしも対応できないことも起こりえます。また、事業予算についても個別画一的かつ慣例的に「消化」するのではなく、政策や財務情報を適切に公開し市民も財源を意識して政策形成に関わりながら使いみちを考える「政策財務」の視点も大切です。

一方、市民のニーズや市の課題に対応していくためには、市民と行政とが知恵と労力を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に必要となってきます。

そこで、市民からの事業提案や市民意識調査等によって市民の要望の多い事案については事業化に向けた検討が民産学官を交えながら行え、公共性や必要性が高く、実施可能な取り組みについては速やかに事業化対応できるような制度として、「市民公募提案事業」の確立を目指す必要があります（図5-3）。

短期的な推進方策としては、市が抱える課題等に関して、市民の創意と意欲を活かした提案を公募し、最も効果的な提案があった団体と市が連携して取り組む「モデル事業」として実施し、幅広い市民協働の実践に繋げていくことが考えられます。この市民公募による「モデル事業」の実施については、市民のみならず市職員における市民協働の理解促進にも有効です。

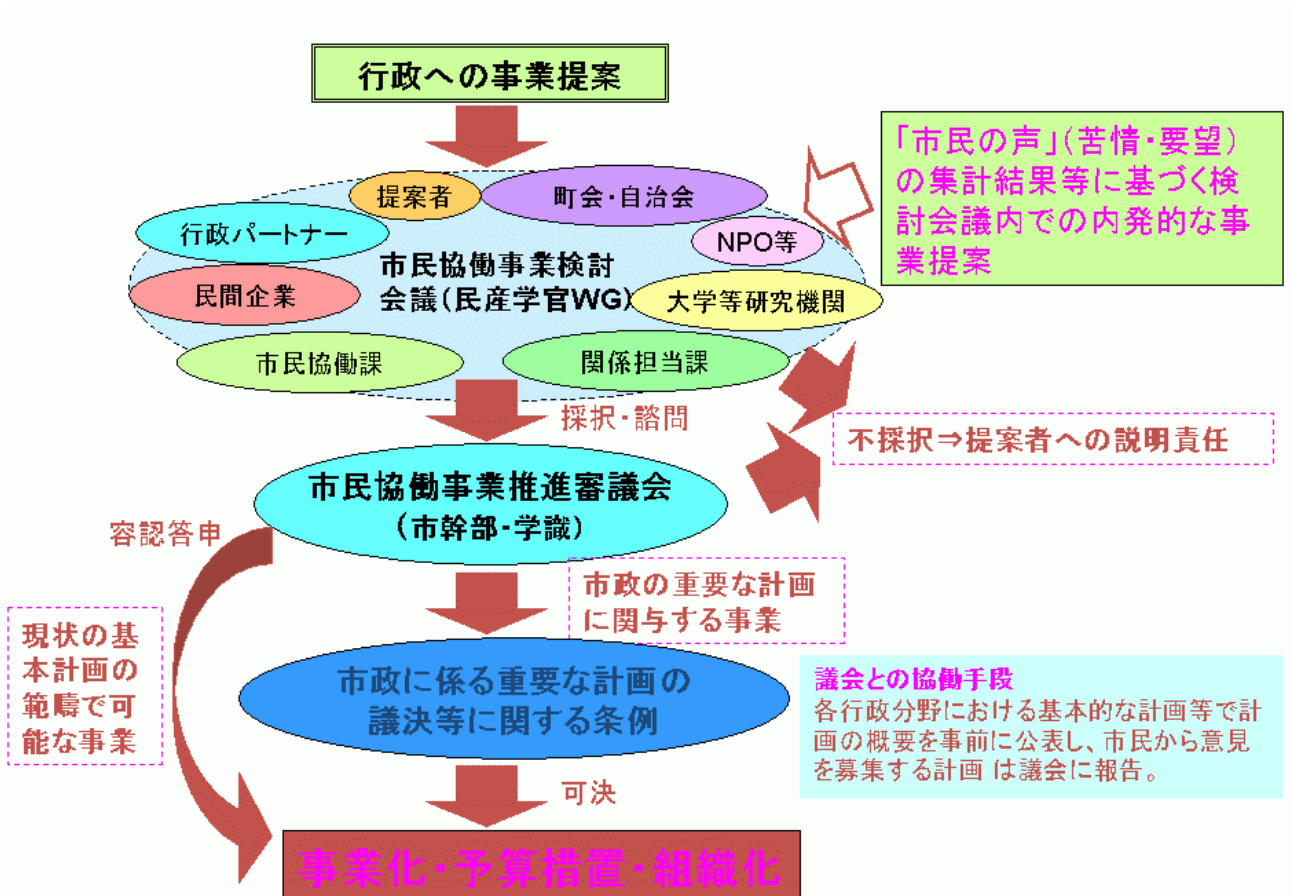


図5-3 市民公募提案事業制度のイメージ

(2) 【基盤】：地域内分権の推進

～ 【市民協働自治】 の環境・体制を作ろう～

船橋市では、市民自治の増進と、地域の課題の解決を自立的に対処する役割を担う組織として「町会」や「自治会」などの地縁組織が大切な役割を果たしてきました。これらの個別の町会・自治会を24地区コミュニティ毎に区分した「地区連絡協議会」があり、さらに24地区全体の町会・自治会を総括する形で「自治会連合協議会」があります。

また、高齢者の介護や福祉を民生委員児童委員によって地域で支える制度としての社会福祉協議会は、23地区に区分され公民館等を拠点に活動が展開されています。そのほかにも、小中学校ではPTAによる児童・生徒の見守り活動（スクールガード）、乳幼児の子育てに関しても保育園を基盤にした交流が行われ、いずれも地域に根ざした大切な取り組みとなっています。

これらのような地域が主体となって実践されている取り組みは、「船橋市地域福祉計画」において活動が一層充実するための方向付けと、公助のあり方や実践による効果の評価が年度ごとに綿密に行われており、その過程を通して社会的課題やニーズに対処しうるための方策が打ち出され、実行に移されています。

しかしながら、近年になって、住民自治をとりまく社会情勢は、生活様式の多様化によって従来どおりの仕組みや方法では対応できないような場合が増えてきており、そのためにも地域の実情や生活様式に沿った地域の仕組みをつくり、状況に応じて市と適切な連携をとることのできる体制づくりが必要となっています。

表5-2 地域内分権の推進によって期待される効果

| 現 状 | 市民協働によって期待される効果 |
|--|---|
| 地縁組織として、町会・自治会、地区社会福祉協議会などがあるが、個人主義社会の進行により地域との関わりが希薄化したり、高齢化の進行により担い手が不足するなど、住民自治を維持することが困難になっているところも発生しています。 | あらゆる地域問題を対処する場としての包括的な地域拠点の確保と、住民自治のみでは対応しきれない課題に、NPO、行政パートナー等との連携関係を結ぶことで対処を可能にする仕組みによって、社会変化に対応しうる【市民協働自治】の体制が構築されるようになります。 |

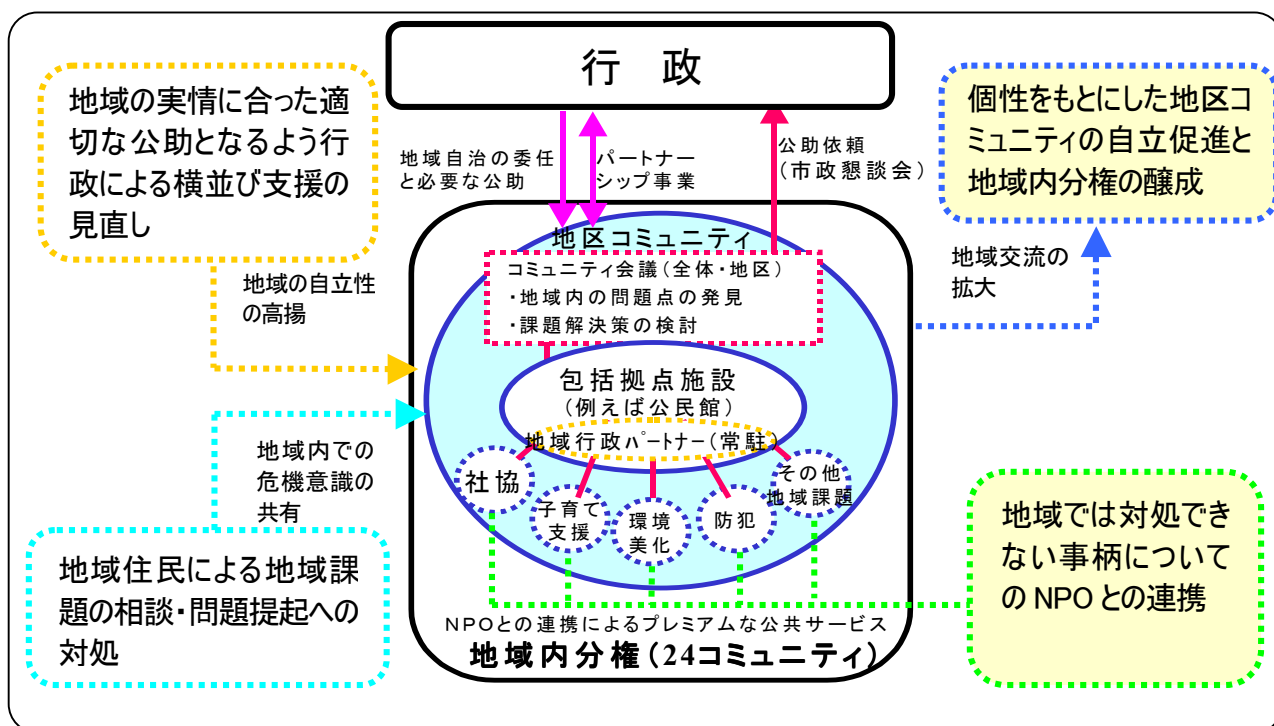


図5-4 地域内分権体制のイメージ

①「地域内分権」の醸成に向けた各地区コミュニティの仕組みづくり

地域の助け合いで住民同士が力をあわせて取り組むこと（共助）については、住民自治の最も基礎的な単位でもある町会・自治会といった地縁組織において担っていくことが理想的です。換言すれば、地域毎に特性がある以上、行政が各地域に対して横並びで対処するのでは適切な公助とはならないこともあり、そのためにも、様々な地域課題に対する対処を地域の実情や生活様式に沿うかたちで行えるよう、町会・自治会の役割、地区社会福祉協議会の役割、そのほか地域に根ざした取り組みが包括化できるような仕組みについて、24地区コミュニティ毎に確立していくことが望まれます。

②地域を取りまとめる拠点づくり

地域住民の身近なコミュニケーションの場として、あるいは地域の課題を地域の皆さんで知恵を出し合いながら考える場として、住民との接点をより充実化させる必要があると同時に、町会・自治会、地区社会福祉協会等の各種の目的で取り組まれている地縁組織が定着できるような拠点が重要です。このことから、現在地区社会福祉協議会が拠点施設となっている各地区の公民館等をはじめとする既存の公共施設などを地区コミュニティの活動拠点として活用し、地域を取りまとめるための様々な機能を持った施設にすることが求められます。

③分野を越えて課題解決できる体制づくり

子育て・防犯・環境美化など、地域における様々な課題に対して、役所の縦割り行政から離れた自由な発想に基づく新たな公益活動・公共サービスを提供できるよう、分野を越えて課題解決に対応できる体制を整えることが必要です。たとえば、住民同士ではできないことを行政との連携により対処すること（公助）や、それぞれの地域が抱える課題に対しての必要な補完措置としてNPOによる質の高い公共的な取り組みと連携するなどの仕組みづくりが望まれます。

④地域を支える多様な人材の参画の誘導

地域の人材だけでは対処が困難であったり、解決できないような課題に対する備えとして、拠点施設には、「地域行政パートナー」や「地域担当職員」などを常駐させ、地域の課題に関する相談業務や地域のリーダーとなる人材の育成にも取り組むことができるような体制づくりが望まれます。

そのひとつの方策として、市民大学の受講修了者や各種有資格者のうち、ご協力をいただける方を各場面に派遣できるような人材登録・派遣制度の確立も有効と考えられます。

⑤地域毎のコミュニティ会議の設置と政策提言機能の拡充

地域の課題発見と解決方法の検討を行い地域住民の総意を形作る仕組みとしての「（仮称）コミュニティ会議」の設置が求められます。

そのコミュニティ会議では、単に地域が実施すべき事項を定めるための住民同士が共有する機会としてだけでなく、地域のみでは対処できないことは必要に応じて市政懇談会などの場において提言し、行政との連携が円滑に行われやすくなることも効果の要素といえます。こうした地域と行政との連携を市民協働の趣旨に沿って展開させていくことで、【市民協働自治】の機能が充実し、地域の元気を地域住民みんなで育てていく動きへとつながるものと考えられます。

(3) 【手法】：手法の工夫と適用機会の拡大 ～市民協働のできる体制をつくろう～

船橋市では、市民の行政参加について、市政モニター制度、市民意識調査、市政懇談会、審議会委員への市民公募の機会など、従来から市民からの声を聴取する手法を適宜取り入れてきました。これらの手法は今後も市民協働の観点から生かしていくことが必要ですが、事業の計画段階から実施段階、さらには維持管理に至るまで様々な手法の工夫と適用が求められます。

その考え方としては、従来のように行政の立場で事業を行うことによって機能面や住民満足度に課題を残さないようにすることと、事業内容や規模に応じて市民参画の機会を得たり、地域住民やNPO等が主体的に実践できる領域を持たせるなどによって、機能的で住民満足度の高い事業成果へとつなげていくことが、いずれの市民協働のケースにおいても共通する目的となります。

表 5-3 手法の工夫と適用機会の拡大によって期待される効果

| 現 状 | 市民協働によって期待される効果 |
|--|--|
| 既往の計画のまま工夫なく公共事業が行われたり、事業過程において市民の参加機会がなく行われることで、必ずしも市民にとって機能的な整備とならなかったり、場合によっては不便さや無駄な要素も生み出すこともありました。 | 様々な公共事業において、市民の意向や私的公共活動の機会を随所に取り入れ、市民満足度の高い整備へとつなげることで、愛着を持って大切にされる公共空間が整備されるようになります。 |

①活動レベルに応じた行政とのパートナーシップ体制の整備

まちづくりは多様な参加と結集があって手がけられるもので、「意識醸成」と「合意形成」のプロセスがきわめて重要となります。意識をしなければならないことは、段階が進むにつれて一部の関係者の関心事から地域全体の関心事になるように広げていくこと、地域関係者のそれぞれの立場、得意分野（役割、仕事）が全うされることと、お互いの連携を意識し紡ぐことにあり、それぞれの資源は誰によって育てられているのかをお互いに認め、尊重しあうことです。

図5-5は市民活動のレベルと行政支援との関係を示したものです。この図において活動の

レベルを正三角形とすると、左辺側に示す市民活動のレベルが初級的であれば行政の関与のレベルは学習的な啓発にとどまり、この段階での活動による波及効果は逆三角形の下点部に表されるようにあまり生み出されません。しかし活動が中級、さらに上級になってくると行政との関係は連携的、あるいはほとんど行政との連携を必要としない自立的なものとなり、波及効果も社会貢献度として補完的から包括的になり、これに付随するセクター（担い手）の関わりも線的から面的になります。

このような関係からも、行政は活動のレベルに合わせて手を差し伸べることが活動関係者を成長させることにもなり、その結果まちづくりにおいても広がりを持つことにもなるので、このような観点に立った市民協働プロセスの普及と誘導に向けて行政は計画的に支援プログラムを用意する必要があるといえます。

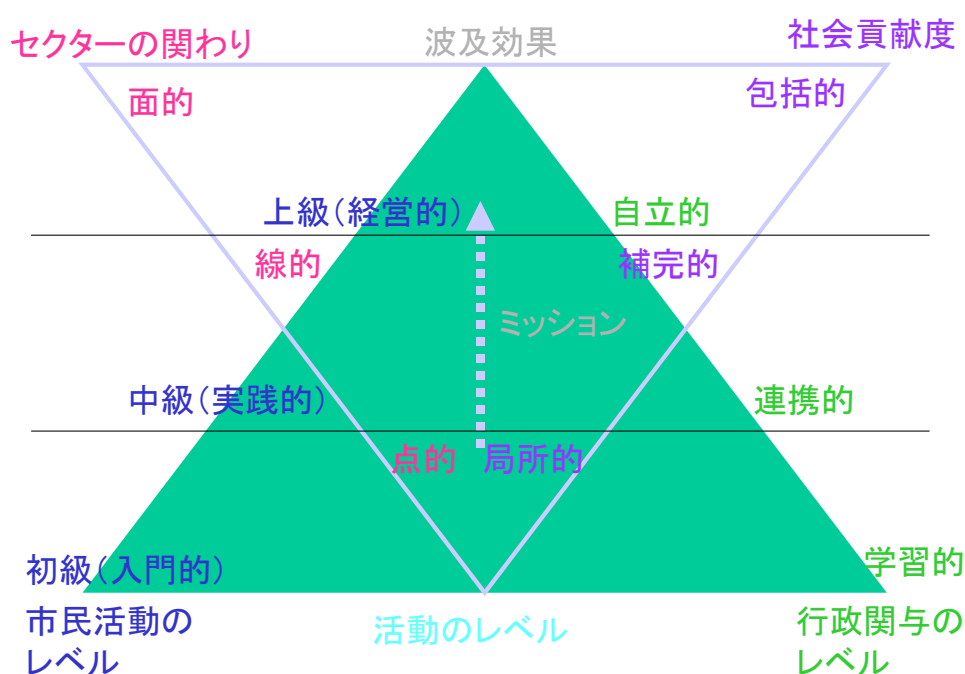


図5-5 市民活動のレベルと行政支援との関係相関図

②行政が主体で行う市民参画【パブリックインボルブメント（P I）】

パブリックインボルブメントとは、行政の行う計画の策定や公共事業を、市民の参加、参画を積極的に募り、意見、要望を反映させながら行うことをいい、船橋市においても公園づくりや道路の整備、公民館の建設など、主に建設事業において用いられるようになってきています。

パブリックインボルブメントの効果としては、行政のみの観点から公共事業が行われることで、利用者が使いにくい部分や必要のない無駄な整備を見直す効果があります。それだけでなく、設計段階から地域住民の参画の機会をもつことによって、整備された以降も大切に利用さ

れるきっかけにもなります。市の事業のみならず、国、県が主体となって行う事業、さらには民間の開発事業によって供出される公共施設についても、パブリックインボルブメントの活用が求められます。

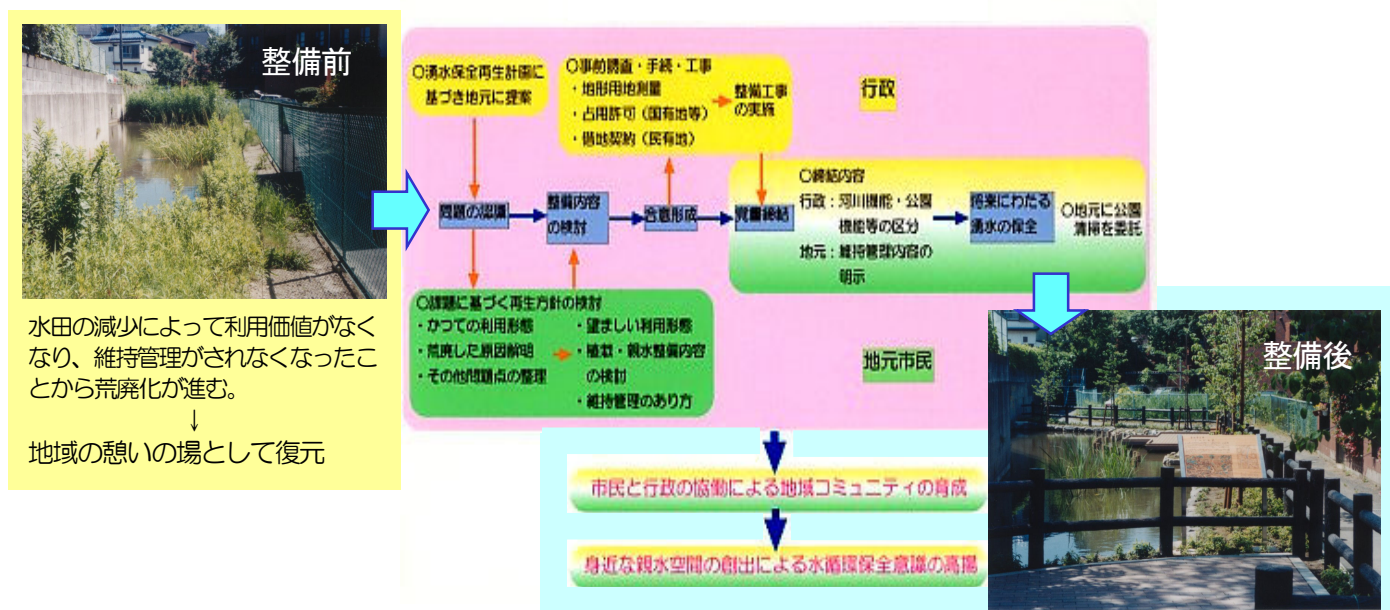


図5-6 パブリックインボルブメントによる地域住民との市民協働による整備

(印内地区ゲエロの池 印内町会・まちづくり推進課・みどり管理課・河川管理課 平成11年度事業)

③市民と行政のそれぞれの役割を果たすことによる取り組み【アダプトプログラム（AP）】

アダプトプログラムとは、道路や河川など一定の区画をアダプト（養子…ADOPT）にし、住民、NPO、企業などによって、愛情と責任をもって維持管理や清掃美化を行う手法です。アメリカが発祥地で、わが国でも、地域住民らによる道路や公園の環境美化活動の場面において全国的に普及されています。仕組みそのものも、グラウンドワークと酷似し、両者の明確な分類はできませんが、どちらかといえば、行政が管理・所管するある公共の場の管理を地域住民やNPOに委ね、行政が行う維持管理の目的を果たすこと以外に、住民の参画による多彩な文化創造的効果や地域におけるコミュニティの増進を促す取り組みでもあります。

このことから、行政の側としては管理している公園や緑地、歩道などの公共の場を住民側に維持管理を適切に行っていただく機会をできるだけ増やしていくことが必要といえます。

④市民が主体となって公共的な施策を行う仕組み【グラウンドワーク（GW）】

グラウンドワークとは、地域を構成する住民やNPO、企業、行政の3者がパートナーシップを組み、グラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）を行うことにより、自然環境や地域社会を整備・改善していく手法です。イギリスで発祥したもので、企業と行政は資金、人材、土地などを供出し、住民はボランティア活動による労力を提供することで目的を達成していく仕組みでもあり、わが国ではNPO法人グラウンドワーク三島による様々な取り組みが先駆的となっています。船橋市でも平成6年度（1994年度）に策定した「船橋市都市環境計画」において、「エコシティ（環境共生都市）」づくりの柱の一つとして「パートナーシップで取り組む身近な環境改善」が位置づけられています。

グラウンドワークの特徴としては、ある場所の改善に向けて住民やNPOが自ら主体的な立場での担い手となりますが、全ての取り組みを主体者のみで行うものではなく、あらゆるネットワークを通じて協力しあいながら創り上げていくところにあります。パートナーシップの一翼となる企業の参画は、スポンサーとしての役割を果たすことで自らの営利的な効果が生まれたりもします。パートナーシップのもう一方にあたる行政においても、公共性の高い取り組みを面的に捉えながら、行政施策として実施可能な事業を推進又は委託したり、共催や後援、助成、貸与等様々な組み合わせで連携や支援をしていくことが必要です。

⑤市民による公共活動を支えるための行政の体制づくり

次頁の図5-7は、アダプトプログラムとグラウンドワークによる事業の展開例を模式したものです。両手法とも共通していることは、市民等による公共活動を「民による取り組み」として決め付けるのではなく、その取り組みにおいて広く公共的な効果をもたらすものであれば、これまでの行政上の規定を拡大解釈しながらニーズにあった公共的機能を誘導する「政策法務」に基づく対応が基盤になっています。また、受益と負担の関係を明確にしたうえでサービスの水準を判断し、既存の公共事業よりも多角的な公共効果が得られるような市民協働型の取り組みについては、その予算の範囲内において事業課の判断のもとで柔軟に行財政的に対応することも重要です。これらの観点に立った全庁的かつ一元的な行政対応がニーズに迅速に対応する意味でも必要といえます。

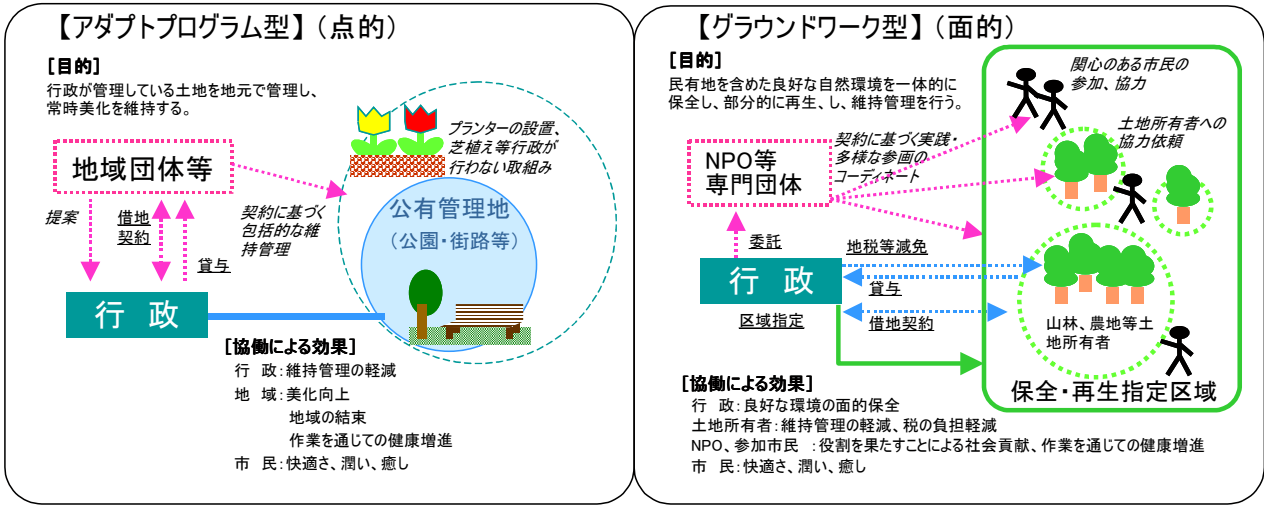


図5-7 アダプトプログラムとグラウンドワークの展開例

(4) 【事業】：民による公共サービスの展開

～あらゆる主体が公共サービスの担い手になろう～

平成 15 年（2003年）9月の地方自治法の一部改正の施行では、「公の施設」（福祉施設・体育施設等の市民が利用する施設）の管理について、地方自治体が直接行わない場合における従来の「管理委託制度」にかわる手法として「指定管理者制度」が位置づけられています。この制度の目的は、多様化する市民ニーズに対して行政の守備範囲では行えない市民サービスの向上を図るとともに、民間による独立経営により効果的かつ効率的な施設の管理運営が行われることで、経費の削減等を図るところにあります。指定管理者制度に先立ち、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法として PFI（プライベート ファイナンス イニシアチブ Private Finance Initiative）制度が確立されています。本制度の場合は、地方公共団体が発注者となることと、事業期間内において一定の収益性が見込めることが前提となりますが、民間に有利な条件があり、かつ安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的とされています。

これらの制度の背景としては、市民の価値観やニーズの変化に伴い、行政だけで「公共」を担っていくことが困難になっていることに基づくとされています。換言すると、今後の公共施設の確保のあり方としては、市民や市民活動団体、企業なども含めた多様な主体による「新しい公共」の考え方に基づいた公共政策の普及や展開に取り組むことが求められるようになるといえます。

表 5-4 民による公共サービスの展開によって期待される効果

| 現 状 | 市民協働によって期待される効果 |
|--|--|
| 行政と民間企業が社会的に果たす機能として着眼すると、行政は公共機能、民間企業は営利活動という形で分立し、まちづくりの面で閉そくの分断要素を誘発させてしまっています。 | 民間企業においても、公共機能を確保することで賑わいの創出やビジネスの拡大にもつながり、民間企業をはじめ市民・NPO・商工団体・行政が連携したまちづくりを行うことで、便利で快適なまち並みが形成されるようになります。 |

①民間活力の導入機会の拡充

民間活力の導入の考え方は、PPP (Public Private Partnership) ^{パブリック プライベート パートナーシップ} の概念に基づくものとされ、いずれも様々な民間のノウハウを活用によって公共サービスの拡大の誘導を図ることがねらいとされています。図5-8は民間活力の差異による導入効果の関係について表されているものです。

これら以外にも、様々な「民間活力の誘導による公共事業」が必要とされ、その場合公共機能の確保に対しての金銭的支援措置や、規制緩和等の優遇策など、対価としてのインセンティブの付与が重要とされ、このことに着目した制度の普及が求められます。

| 民間委託の程度 | | 各手法の内容 | | | | | 導入効果 |
|-------------|------|--------|---|---|---|---|----------------------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
| 小 ↓ 大 | 直営方式 | ■ | | | | | ↑ 公共性担保の確実性 ↓ 事業全体の経費抑制 |
| | 部分委託 | ■ | ■ | | | | |
| | 民設公営 | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 公設民営 | ■ | - | | ■ | | |
| | PFI | ■ | - | ■ | ■ | | |
| | 民営化 | - | - | - | - | ■ | |

①清掃や法定点検等、常識的な範囲の民間調達
 ②運営の一部委託
 ③施設の民間整備
 ④運営の一括委託
 ⑤官民事業契約なし

図5-8 PPPのタイプと導入効果の関係

②公益信託・基金制度の拡充

個人が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、公益のために不特定多数に助成することを目的とした基金を「公益信託」といいます。まちづくりの分野にも応用されていて、住民・行政・企業から信託を受けた基金を中立の運営委員会によって助成額を決定の上で、申請のあった活動団体に助成することとする(財)世田谷区都市整備公社の中に設立された「世田谷まちづくりセンター」が皮切りとされています。

船橋市で活動するNPOの一部には、公共性の高い取り組みであっても活動のための資金の確保に苦慮していることもあり、そのためにも公益性の程度に応じて助成する仕組みが必要な

場合もあります。その場合、たとえば既存の基金の定款や要綱を改正するなどにより、アダプトプログラムやグラウンドワークなどの取り組みに対して透明性や公開性の確保された審査過程を経て助成を可能にするような制度の普及が望まれます。

③市民参加型市場公募地方債の発行・拡充

市場公募地方債とは、地方自治体が目的を明示した上で住民などを対象にして公募する地方債のことで、近年新たな資金調達的手段として注目されています。平成14年（2002年）3月に群馬県が発行した「愛県債」（5年満期・利率0.66%）が第1号で、以後全国の地方自治体で採用されています。

行財政上のメリットのみならず購入者側にとっても魅力的な投資の機会となっており、償還期間は5年が主流で10万円単位で買えることなどに加え、行政が発行することによる安心感と手軽さからか人気が高く、発行と同時に完売するケースも少なくありません。取り組み内容も多様で、富山県氷見市の「ひみ市民債」（5年満期・利率1.3%）の場合、購入者には市立病院の人間ドック料の1割引きが適用されるなど、購入者に対して特典を設けるケースもあります。

船橋市においても、市制70周年記念として、また市民の市政への参加意識を醸成するため、総額5億円の市民参加型市場公募地方債（「船橋みらい債」）を発行し、リハビリテーション病院を建設するための資金として活用することとなっています。今後とも市民参加型市場公募地方債の積極的な活用が期待されると同時に、市民協働の視点からも公募により起債対象事業から選定する方法等も有効と考えられ、建物などの施設以外にも、要望が多く寄せられている交差点の改良や、駐輪場の整備、バリアフリー化などへの活用の検討が期待されます。

④コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネスとは、市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称です。地域性・社会性+事業性・自立性を伴った地域事業体のことを指し、地域の特性を活かした新しい地域社会づくりとして商店街・まちの活性化、顔の見える地域社会の再生、地域での雇用創出、生き甲斐づくり、というように営利的な効果のみを追求するのではなく、地域の豊かさや地域経済循環を意識しつつ、その地域に合ったまちづくりの推進を図り、市民が主体となって特徴のある地域社会の創造を目指すものです。

図5-9は、コミュニティビジネスモデルのイメージを、表5-5は、地産地消を意識したコミュニティビジネスモデルの展開例を示したものです。

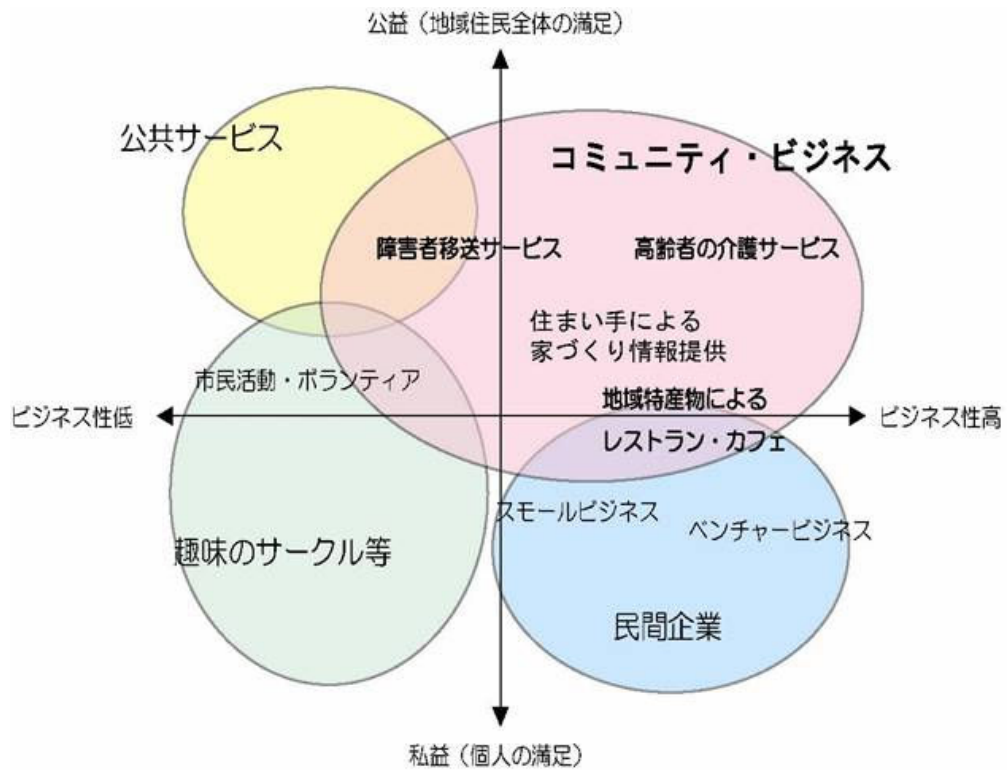


図5-9 コミュニティビジネスモデルのイメージ図（出典：千葉県ホームページ）

表5-5 コミュニティビジネスモデルの展開例

| コミュニティビジネスの仕組み | ビジネスモデル例 | 自治又は公益的効果 |
|-----------------------------------|----------|-------------------|
| 1.環境教育の実施 ↓ | サービス | 地域への関心の醸成 社会教育 |
| 2.地域の環境リサイクルによる生ゴミ処理 ↓ | サービス | ごみの減量によるごみ処理経費削減 |
| 3.生ゴミをリサイクルした堆肥を販売または農家で利用 ↓ | 物販 | 地域ブランド型の農業振興 |
| 4.その農家でできた地元野菜を販売 ↓ | 物販 | 地産地消による地域経済循環効果 |
| 5.またその農作物を利用したオーガニックレストランの経営 ↓ | 店頭販売 | 商業振興・賑わい |
| 6.高齢者向けに宅配弁当の実施 | サービス・物販 | 福祉サービスの充実 |

また、千葉県内においても、我孫子市をはじめ取り組みが広がりつつありますが、コミュニティビジネスが地域に根付いていくためには、活動を側面から支援する中間支援組織が必要と言われており、媒介項としての検討が期待されています。さらに、新しい分野・新しい事業への進出に取り組む中小企業等を支援するために設置されたインキュベーション施設（ベンチャープラザ船橋）を活用したコミュニティビジネスの展開も期待されるところです。

コミュニティビジネスの成否は、分野にわたり多くの人の参加、協力による活動ができるかどうかにあります。そのような観点に立つと、船橋市の場合、歴史文化的な共有財産として三番瀬や船橋港をはじめとする「船橋の海」や桜並木や谷津田のある「海老川」があり、市民、商工、農業、漁業、NPO、行政など広い関わりがあります。このような優れた潜在的要素を生かすことにより船橋らしいまちづくりが発展的に展開されるよう、地産地消や環境共生を基盤としたコミュニティビジネスの展開が期待されるところです（図5-10）。

谷津田の農的環境資源を活かした地産地消(→「森は海の恋人」作戦)
 グラウンドワーク: 土地所有者、市民団体、市との役割分担による休耕田、樹林地、河川を活用したビオトープづくり、湿地を活用した河川水の浄化
 コミュニティビジネス: 浄化植物体や伐採枝を活用した肥料の生産、販売

海辺に流れる汚濁負荷削減
 湿地や水生植物による河川水の自然浄化

親しみやすい自然空間づくり
 体験学習を通じての田んぼの再生、樹林の保全、ホテル観察、アヤマ祭りなどの実施
 園路やあすまや(環境学習交流拠点)の整備

環境保全と地域育成の「等価交換」の誘導
 参加、体験⇨癒し、関心、健康増進、環境学習、文化伝承、地域交流の効果
 自然環境の維持、多様な共生⇨地域循環による環境負荷の削減、良好な生産資源の収穫

船橋らしい漁師町、商店街、水や緑を基調とした港湾再生:
 地域物産の提供でき、楽しく快適に歩ける歩行者ルートの創出

漁師町の佇まいの再生
 海産・農産地場産業の推進

市民の参加

親水公園

商業施設

道の駅

企業の参加

海産資源

海辺の公園緑地利用の促進

漁師町イベントの開催

参加→関心→保全・育成

BEER

民産学官連携による都市観光創出型コミュニティビジネスによる「まち活かし」・「まち育て」:
 :三番瀬・海老川・港湾のクリーンアップ作戦、野鳥観察・潮干狩り等自然環境体験、地場産業の育成と船橋らしい文化の育成

三番瀬海浜公園

図5-10 船橋市におけるコミュニティビジネスモデルのイメージ

⑤民間における公共機能の確保に対する優遇策

事業者団体においては、企業社会責任(CSR：Corporate Social Responsibility)が社会風土として定着しつつあります。もはや「公共」の担い手は行政のみが行う時代ではなく、民間においてもビジネスの一環として「公共性」を果たす時代となりました。そのためには、市民や市民活動団体、事業者なども含めた多様な主体による「新しい公共」の考え方に基づいた公共政策の普及や展開に取り組むことが重要です。

なかでも中心市街地における公共施設の整備にあたっては、従来のように行政が用地取得から建設・整備に至るまで事業を行うことは難しく、民間開発の機会を活用することにより誘導することも有効といえます。この手法によって住宅・商業・公共施設を集約的かつ機能的な誘導の可能性が広がり、これも一種の市民協働型プロセスとして考えられます。この場合、民間事業者、住み手、周辺住民、行政においてもメリットが得られるような接点が良いまちづくりの誘導策となり、たとえば行政がオーソライズ（意思確定）した地区整備指針に沿って公共用地の供出をした事業者への見返りとして計画建築物の容積率を緩和したり、法人税や固定資産税等の減免をするというような、「等価交換」の仕組みに立った創意工夫が求められます。

また、民間事業者に限らず、各種の社会貢献に資する市民活動を包括化する手法として、事業の横断的なネットワーク化をすることで公平性を確保する方法があります。これにより同じフィールドで活動する市民活動団体間同士の軋轢を軽減することができたり、多様な事業効果を誘導することができるようになります。こうしたコーディネートや支援についても行政において前向きに対処することも求められます。

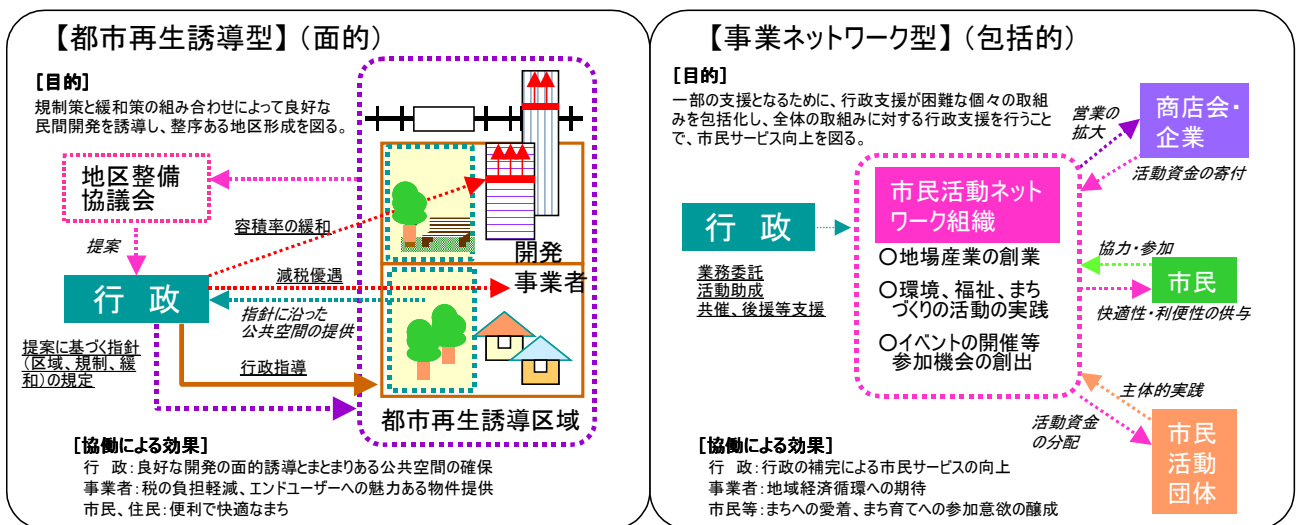


図5-11 民間における公共機能の確保と優遇策のあり方のイメージ

(5) 【規範】：自治のルール確立

～【市民協働自治】の仕組みを固めよう～

第V章(1)～(4)までの推進方策は、市民が公共に果たす役割のこと、行政が市民の公共活動を支援すること、あらゆる市民協働の主体の相互連携が停滞することなく推進されるための手続きや仕組みを記した「自治のルール」が必要になってきます。それは、具体的な状況と市民協働主体の成熟に応じて、様々な水準や形態によって考えていくことができるものです。裏を返せば、ルールのみが先行して、それを遵守すべき当事者間で十分な理解のもとに共有されなければ、市民協働の具体的な展開を望むことができないということです。重要なことは、それぞれの現状→課題→推進方策→効果というプロセスを十分に踏まえ、必要とされる守るべきことを理解し、誰もが納得し共有しうるように規範をしたためていこうとする行動を可能なところから実践し、やがては「自治のルール」として総意をもって制定していくという点です。

まずは市民協働の原則を共有するところから「自治のルール」への理解の浸透を図り、あわせて規則や要綱の整備や見直し、「市民参加条例」や「市民協働条例」などの行政手続に関する条例についても段階的に検討していくことが必要です。さらには、自治体の憲法とも言える「自治基本条例」についても、市民協働の成熟と市民自治の可能性を踏まえ、今後の市政の方向性を視野に入れながら、漸次的に検討していくことも求められていきます。

また、これらのことは、行政のみならず、市民協働のあらゆる主体に関わっていくことを忘れてはなりません。市民協働の主体は、こうした様々な「自治のルール」がいかなるもので、いかなる意味を持つものであるのかということ、理解し共有していくことが重要になってきます。そのためには、学習をする機会や場を積極的に設けていくことも必要とされます。このように、「自治のルール」とは、市民協働の主体の成熟に応じながら検討されていくことが求められるのです。

表5-6 自治のルール確立によって期待される効果

| 現 状 | 市民協働によって期待される効果 |
|---|---|
| <p>市民・NPO・民間企業・行政等の各主体間はもとより、行政内部においても市民協働に関する捉え方が様々であるため、一丸となった事業展開が困難な状況です。</p> | <p>規範としての自治のルールが定まることで、市政において市民協働を通して果たすべき目的、その目的に向けて市民・NPO・民間企業・行政等の各主体がお互いに立場を尊重し、役割を担うこととする行動理念、具体的な手続き、その他自治システムにおけるルールが明確となり、船橋市の発展のための地方分権にふさわしい仕組みが確立されます。</p> |

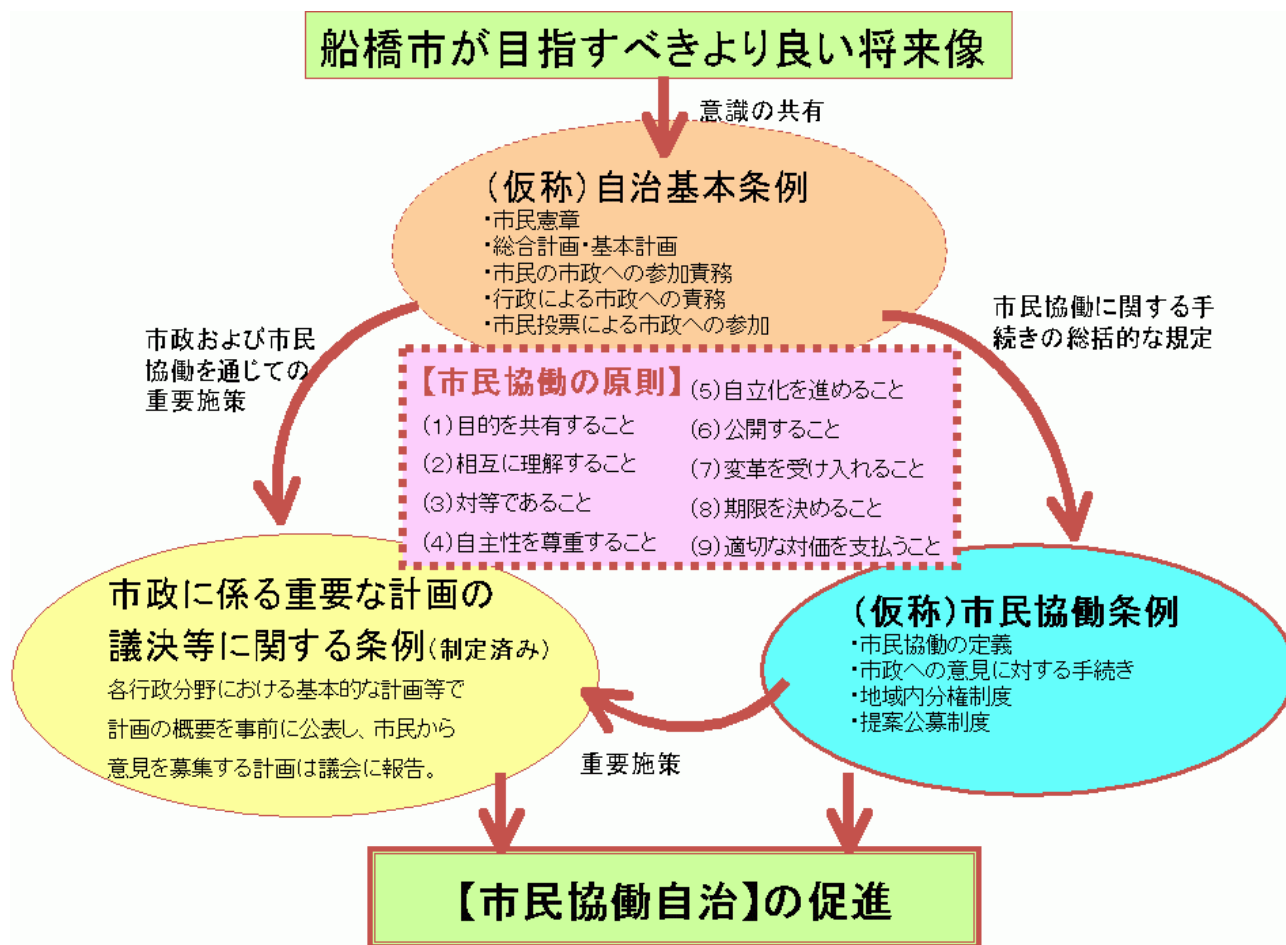


図5-12 自治のルールとしての市民協働に関する条例のイメージ